

豊教教学第 526 号
令和 7 年 10 月 24 日

保護者 各位

豊見城市 教育委員会
教育部 学校教育課長

令和 7 年度就学援助認定に係る学校給食費の一部返還について（お知らせ）

学校給食の運営につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

令和 7 年度の就学援助認定に伴い、認定前に納付いただいた学校給食費の一部（令和 7 年 4 月～7 月分）の重複納付分につきまして、返還予定日は下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 学校給食費の返還予定日：令和 7 年 10 月 30 日（木）

※返還予定日（振込日）は前後する場合がありますのでご了承ください。

※通帳への振込名は「トミダスクイップンカイイ」と記載されます。

2. 振込方法

- ・就学援助申請時に記載いただいた保護者様の口座へ振込いたします。

3. 注意事項

- ・令和 7 年度に就学援助申請を行い、認定された方向けへのお知らせ文書となります。
- ・令和 7 年度の学校給食費について未納分がある場合は返還の対象外となります。
- ・学校給食費（令和 7 年 8 月分以降）の重複納付分の返還につきましては、就学援助第 2 回支給を終えてからの予定となっております。

問い合わせ先
豊見城市立学校給食センター
電話：098-850-4585